き経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

２・３　［略］

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八条　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第八条第一項第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

（指定試験機関の指定の申請）

第三十四条　法第五十七条第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

（試験事務規程の認可の申請）

第三十六条　指定試験機関は、法第六十一条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第三十七条　指定試験機関は、法第六十一条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第三十八条　法第六十一条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第六十二条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第六十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四十一条　指定試験機関は、法第六十三条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第六十四条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験員の要件）

第四十三条　法第六十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～三　［略］

（試験員の選任又は解任の届出）

第四十四条　指定試験機関は、法第六十六条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］

き経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

２・３　［略］

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第八条第一項第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

（指定試験機関の指定の申請）

第三十四条　法第五十三条第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

（試験事務規程の認可の申請）

第三十六条　指定試験機関は、法第五十七条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第三十七条　指定試験機関は、法第五十七条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第三十八条　法第五十七条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第五十八条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第五十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四十一条　指定試験機関は、法第五十九条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第六十条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験員の要件）

第四十三条　法第六十二条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～三　［略］

（試験員の選任又は解任の届出）

第四十四条　指定試験機関は、法第六十二条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］